

まほろば健康パーク機能強化エリア整備事業者選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第八十八号

まほろば健康パーク機能強化エリア整備事業者選定委員会規則を廃止する規則

まほろば健康パーク機能強化エリア整備事業者選定委員会規則（令和四年七月奈良県規則第十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。